

会議録

会議の名称	平成27年度第4回西東京市子ども子育て審議会
開催日時	平成27年10月22日（木曜日）午前9時15分から11時15分まで
開催場所	西東京市民会館5階 多目的室・松
出席者	委員：森田会長、古川副会長、小関委員（代理）、住田委員、中村委員（代理）、日高委員、三浦委員、吉野委員、谷川専門部会長、上田専門委員 事務局：子育て支援部長 金谷、子育て支援課長 中尾根、保育課長 保谷、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、保育課主幹 武田、子育て支援課調整係 阿久津、栗林、保育課保育係 増田、本庄、吉牟田 欠席者：網干委員、加藤委員、田口委員、武田委員、丸木委員、横山委員、吉田委員
議題	1 審議 保育所入所選考基準の見直しについて 2 その他
会議資料の名称	資料 【保育所入所選考基準に関する資料】 第4回専門部会関連 資料1 2・3号認定者のきょうだい児在籍状況 資料2 きょうだい別園世帯の状況 資料3 保育所入所選考基準に関するアンケート（第2弾） 第5回専門部会関連 資料4 入所基準に係るこれまでの答申の概要 資料5 保育所入所選考基準に関するアンケート第2弾 集計結果 資料6 国通知に例示された優先利用事項について 資料7 入所選考基準の改定検討案について 第6回専門部会関連 資料8 入所選考基準改定の検討課題について 資料9-1 入所選考基準の変更点について（基本指数） 資料9-2 入所選考基準の変更点について（調整指数） 資料9-3 入所選考基準の変更点について（優先項目） 資料10-1 1歳児入所シミュレーション（変更前） 資料10-2 1歳児入所シミュレーション（変更後） 資料10-3 3歳児入所シミュレーション（変更前） 資料10-4 3歳児入所シミュレーション（変更後） 資料11 子ども子育て審議会専門部会報告（保育所入所選考基準） 資料12 専門部会報告修正案
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
1 審議	保育所入所選考基準の見直しについて

○森田会長：

保育所の入所選考基準は、来年度入所の方から見直し後の基準を採用するために、今月中に確定させなければならぬため、御多忙中申し訳ないが、今週と来週の2回審議会を行うこととした。今日は、専門部会で議論していただいた内容を審議会で共有し、一定の方針を決めたい。そして次回は、その方針に基づく答申を確定する。よろしくお願ひしたい。

まずは、事務局から資料の説明を、谷川部会長から専門部会の議論内容を御報告いただく。

(事務局から専門部会の経過に関する資料の説明)

○谷川専門部会長：

どのような意見が出たのかというところを中心に説明させていただく。

今回示されている事務局作成の資料が、細部にわたってよく検討されていて、委員からの質問にもすぐに説明があったので、スムーズに検討できた。それを受けて子育て家庭の現状や、特に公的な保育制度の支援を要する子育て家庭に具体的に思いをはせ、どういう方に公的なサービスを投入するべきかということについて議論を重ねてきた。

入所順位というのは相対的なものなので、誰かを上げれば誰かが低くなる。すべての家庭に公的な保育サービスが届くといいが、今の社会情勢等を考えると優先順位はどこなのか繰り返し相談してきた。今回、育児休業制度の積極的な活用の促進等の大切な部分については、案として具体化できたと思う。付随することとして、特にひとり親家庭については窓口に来た段階でしっかりとシグナルを捉えて、保育所の申込に限らず、児童扶養手当や生活困窮の支援制度等についても丁寧に情報提供してほしいという意見も出た。

入所基準に関しては、認可保育所に預けて働くのか、自宅で育てるのか、という二択ではなく、もう少し柔軟に中間的な考えを持つべきとの話も出たが、そのためには幼稚園の預かり保育、認証保育所、地域型保育所等を利用する場合のコストと、認可保育所を利用する場合のコストのバランスが良くないと、選択肢はあっても活用が進まないという意見もあった。それは、部会の前半に検討した認可保育所の保育料の値上げとあいまって、中間的な考え方が広まるといい、という指摘もあった。

もう1点、今回は入所基準について議論したが、入所基準ではカバーできない保育ニーズや多様な働き方も広まっているのではないかと。一時保育やファミリーサポートセンターの活用など短期の保育や、求職中の親を支える制度を整備する必要もあるのではないかと。但し、年齢層によって届けるべき保育サービスには違いがあるし、3歳以上の子どもの柔軟な保育制度ができることによって0～2歳の保育を手厚くできないかという、全体を見通した意見もたくさん出たということをお報告させていただく。

○森田会長：

では、具体的な案を示していただいた上で議論に入りたいと思う。こここのところは、1つずつ審議をしていくことになると思うが、承認はどのような形で行えばいいのか。

○事務局：

資料9-1からお願いします。

○森田会長：

では、入所選考基準の変更点について、事務局の方から説明をお願いします。

○事務局：

基本指数の変更点から御説明させていただきます。

基本指数については、出産と就学・職業訓練の指数、若年保護者への配慮について御議論いただいた。資料9-1の現行から改定案への変更部分については下線が引かれており、重要な変更は網掛けの部分になる。出産の指数を35点から50点に変更して、従前は出産予定月の前後2ヶ月を含めて通算5ヵ月間をこの指数の適用範囲として取り扱っていたが、医師の判断によって安静を必要とする妊婦にも配慮するというので、要件を追加している。その他下線部分については、制度変更の整理であり、基準の改定ではない。

また、若年保護者への配慮については、専門部会の議論では変更しないということになったので、資料には反映していない。

○森田会長：

資料11をご覧ください。

出産の取扱いについて、資料11を見ながら資料9-1をご覧くださいと、改定案の3番目のところで出産の取扱いが、フルタイム労働の最高指数と同点の50点となっている。但しそのときに、医師の判断により安静を要する状態であることとして、その場合にその期間について50点にすることになっている。この点についてはいかがか。

○日高委員：

これは賛成だ。今の若い世代の母親は本当に妊娠・出産の知識がほとんどない中で妊娠する。こういう例が優先されるとメンタル的にも虐待の予防とか養育困難のサポートの端緒になるかなと思う。

○三浦委員：

資料7に、参考で近隣自治体の出産の指数と最高指数の規定状況が書いてあるが、西東京市は、今回50点にすることによって、指数が50で最高指数は100になるのか。

○事務局：

各自治体の最高指数に違いがある。たとえば小金井市は最高を100、出産については90にしている。西東京市の場合は、就労の最高指数が50点、出産はその50点と並ぶ指数にするということになる。

○三浦委員：

なぜ西東京市は最高が50点で、出産の指数も最高の50点にするのかが知りたい。

○森田会長：

資料11の検討事項のところにあるとおり、医師が休養が必要だと判断して子どもの保育ができない状態のときには満点にして、入所できる最高の状態にする。実際には、病院に入院するとか、実家に戻るとか、いろいろな判断があるだろうが、病的状態で休ま

なければいけないときの保育所入所についてある程度配慮するということだ。

○谷川専門部会長：

専門部会では、休養を要しない状態になったらどうするのか、という質問が出た。医師の診断書等は期間が決まっているので、その期間を過ぎてもまだその症状が継続しているようならもう一度その診断書等が必要で、状態が改善していれば退所になるという説明だった。

○三浦委員：

診断書の期間が終われば退園するのか。

○森田会長：

これは、緊急一時の保護の部類に入る。緊急一時保育はどうなっているのか。

○事務局：

緊急一時保育は、基本的に1か月の期間で認めている。今回の入所基準で認める場合は最長5か月で、緊急一時でカバーしきれない期間をこちらでカバーする趣旨になる。

○森田会長：

保育サービスは半年を原則として見直していく。学校のように入ったら卒業までいられるのが原則、というのとはちょっとちがう。出産についてはこれでよろしいか。

(異議なし)

○森田会長：

では、続いて、就学と職業訓練についてだが、具体的に議論されたことや、本来は議論すべきだったが見送ったこと等、その辺りはどのように判断すればよろしいか。

○事務局：

こちらは、毎年の入所申請受付時に、就学・職業訓練をしている方も拘束される時間は一緒ではないかと、毎回御意見が寄せられていたため、御検討いただいた。就労と比べて、確実に拘束が生じるかどうか判断が難しい場合が多いということで、今回の改定では見直しを見送るものとした。

○森田会長：

議論としてはどうだったのか。

○谷川専門部会長：

ここについて紛糾したということはない。市の限られた資源を公正に判断していくというポイントからすると、就学・職業訓練について、どんな学校でも行っていればOKということにはできないのではないかという意見が出て、おおむね賛成となった。

○森田会長：

ひとり親の資格取得のための特別訓練等が一番問題になると思うが、それらについても今の状況では、就業とは区別せざるを得ないということではよろしいか。

○谷川専門部会長：

保育所の入所申込みをする段では、4月以降の就学の内容が、時間割も決まっていないうという、現実的な問題もあった。

○森田会長：

この問題も保育の整備が進んでいく中で解決しなければいけない課題だと思う。当面はこのままということではよろしいか。

(異議なし)

○森田会長：

次に、別表で扱われている虐待防止と配偶者からの暴力に加えて、若年保護者への配慮についての検討を申入れた。専門部会としては、特別な項目としては加えないないという結論が出たと伺った。

ただ、10代で出産した親についての専門的研究をしている立場からは、この問題についてもう一段のご検討を事務局の方をお願いした。この場で御議論いただきたい。

具体的には、若年の定義が20歳前半位と漠然としていて、ここでは規定できないということであったので、児童福祉法が対象としている18歳未満で出産した母親あるいは父親を対象にして明示化することを提案した。

虐待防止の項目の対象に含めると親自身を可視化できない。18歳未満で産んだ場合は市として保育の対象にすると明示化することで対象者に届く可能性が高くなる。

18歳未満の親は非常に危険度が高いし、親自身がまだ子どもなので、そのケアを考えるとサポートしていくのに保育所は非常にいい施設だ。対象者数は、18歳未満であれば1年に0～2人程度であると事務局に確認している。この程度の人数なら保育所でサポートするのが適切ではないか、というのが私の意見である。

具体的に事務局で検討いただいた結果を説明いただいて御議論いただきたい。

○事務局：

資料12の2に改定案を示した。別表に「3 児童の保護者のいずれかが満18歳未満の場合」を追加している。保護者については、「いずれも」とした場合と「いずれか」という場合で適用範囲が大きく変わる。御議論いただきたい。

○森田会長：

わたし自身はこの案のままでいいと思っている。女性が18歳未満で夫が20代でも、逆に夫が18歳未満で母親が20代でも、子どもを育てる力がなければ、危ない家庭であることは確かだ。このなかであまり規制はしたくない。

適用されて入園したら、子どもの育ちと親の子育て力をフォローして、18歳を超えたら子ども家庭支援センターのケースになっていくと思う。通常の子育て家庭のケースになったら、その段階で別表の3ではなくて、一般の基本指数の対象としていくように見直していけばいい。皆さんはいかがか。

○谷川専門部会長：

専門部会の議論でも、かなり時間を割いた点だった。部会では、別表の1及び2でカバーしていこうとなったが、会長の指示で事務局でもう1回改定を検討したということは、今日来ていない部会員の皆さんも肯定的に捉えてくださると思う。

入所選考基準の見直しでは、指数の1点、2点を様々細かに検討しているが、別表については、これだけで入所の優先順位が一気にあがることの重みも少し議論になった。皆さんのお話を総合すると、現在の事務局案の「保護者のいずれかが満18歳未満」という文言でカバーできているのではないかと思う。

○古川副会長：

専門部会では、妊娠届が出た段階で、こんにちは赤ちゃん事業等の市の見守りシステムでカバーできるということで、別表には入れなかった。谷川専門部会長がいうように、その項目に該当するだけで入所できることに対して、どのくらい理解が得られるのか。該当者数等も事務局に調べていただいて、各年1名程度であったことと、子ども家庭支援センター等によってカバーできるということで、部会ではそのままになった。

今の先生のお話と、18歳未満の要件で入所した後年齢が上がった場合は基準から外れるということなので、いい御提案だと思う。「いずれかの」というのは確かに必要な文言であるし、よろしいのではないかと感じている。

○上田専門委員：

若い母親たちは偏見等の窮屈な中で暮らしている。市として保育園を中心に応援することを別表の項目にして可視化することで、彼女たちも親として、社会人としての力を前向きにつけながら、子どもにとっていい形になっていくと思う。

一点、満18歳未満というのは申込時での年齢で、出産時の年齢ではないということでよろしいか。

○古川副会長：

18歳未満での妊娠出産のケースで、虐待等ではなく、子ども家庭支援センターと一緒に妊娠の時点から関わって、わたしも実際に病院に行ったりしながら、経過をずっと見守ってきた事例もある。今もそういうところにはちゃんと目が向けられている。そのことはお伝えしたい。そのうえで、文言として載ることの意義はまた別にあるとは思っている。

○小関委員（代理）：

確かに大事なことだとは思いますが、妊娠出産に関わる基本指数のところで医師の判断を必要としたように、ここの要件も、子ども家庭支援センターや児童相談所が必要と認める場合というのがつくると、もう少しリアリティーが出るかと思う。そういう文言はつけられないのか。例えば、片方が18歳未満で、片方が40歳を超えているということもなくはない。それでも片方が18歳未満なら単純に要件に入ってしまう。

○森田会長：

基本的には入れたくない。年の差がある10代親のケースで虐待死に至っているケースも大変多い。18歳未満で子どもを産むということ自体が、母子保健の領域では虐待のり

スクが高いためサポートの対象となっている。だが、虐待で疑われているとなると、彼女たち自身が主任児童委員や子ども家庭支援センターの巡回等をなかなか受け入れない。その人たちの子育てを一般の子育て家庭のカテゴリーにのせていくことが重要で、そういう意味で、これ以上規制するような文言は入れないことをお願いしたい。保育所は最低限半年ごとに入所の要件を見直す。見直す時に家庭に問題がなければ、この条項での支援は必要なしとみて、ほかの区分でもう1回申請しなおすようにすることは必要だと思う。そういうことでよろしいか。

(異議なし)

では次に、調整指数にはいる。資料11の2ページ目に調整指数に関する議論が、議論と結果が、資料9-2変更点にある。

まず、産休・育休のところの考え方だが、これはどのようになっているのか。

○事務局：

資料11 (2) の①産休明け又は育休明け予定者に対する指数は、指数の適用対象者拡大を狙って提案した。従来育児休業の加点については、育休終了時の1回だけ加点される仕組みだった。もう1点は、お子さんが御兄弟で申請する際には、育児休業の対象者となる子一人分のみ加点がされており、上の子に関しては加点がなかった。この2点について適用範囲を広げる整理を専門部会で議論していただいた。

○森田会長：

たくさん入園できる4月に育児休業の復帰時期を繰り上げる、あるいは、1歳未満で切上げて0歳のから復帰する、という前倒しが非常に多くなっている。育児休業をめいっぱい取得する方が不利益にならないようにしたいということと、加点のために育児休業を早めに切り上げて認可外等の別の施設に入ってから認可保育所の入所申請をするということが起きることに対して配慮をしたいということが、この提案の背景にはあった。

育児休業がない方についての話はどうなったのか。

○谷川専門部会長：

自営業もしくはフリーランス等でお仕事で外勤ではない方々の扱いについて、自営業には育休がない市民の方からの御要望もあり、どうしていくかという話もされた。

○森田会長：

国の制度の問題でもあり、働き方の問題でもあるので、適切な配慮の仕方というのはなかなか見つからない。フリーランスや自営の方の場合には、早くから働かないと仕事自体が継続できなくなるということもあって、育児休業明けのところで配慮するという話にはならないだろう。

○谷川専門部会長：

西東京市の入所基準は、就労要件で外勤・内勤に差がないという特徴もある。仕事に完全復帰するまでの課題はあるが、完全復帰後は差がないということもあった。

○森田会長：

では、この問題についてはよろしいか。

(異議なし)

○森田会長：

続いて、育児休業取得で退所した後の再入所について、御説明をお願いしたい。

○事務局：

こちらでは、お子さんが保育所に通っている御家庭に下のお子さんが生まれた場合を想定している。保護者の方が育児休業を取得するという場合、新制度では、自治体の認める範囲で認定を出すことになっている。西東京市では、下のお子さんが1歳又は1歳半になるまでの間のみ上のお子さんの保育所在籍継続を認めており、その期間を経過してさらに育児休業を取得する場合には上のお子さんは退所していただく運用をしていた。こういう方が再入所する場合のみに指数を適用していたが、育児休業の間は家庭で保育をするという選択をした御家庭に関しては、再入所の際に指数の適用がなく保育所に戻ってくることがかなり困難になっていたため、自主的に退所して家庭保育を選んだ御家庭に配慮した視点で、この改定案を提案している。

○森田会長：

育児休業を取って家庭や地域での子育てを推進する方向性を、具体的に入所基準の方で示した。西東京市は児童館や子育て支援センターをはじめとして地域子育てのシステムを整えてきている。地域のなかで十分子育てをしていただいた上で、必要になった時にもう1回戻る方の優先度を高くすることで、育児休業の取得を促進しようというのがここの趣旨だ。このことについてはよろしいか。

(異議なし)

○森田会長：

次に、きょうだいの同一園への入園希望については、多数ご意見をいただいていた。これは、まず入所選考のところでは競っていただくが、そこからの転園については最大限配慮するという考え方だ。転園に調整指数で+3点つけるということで、かなり転園はしやすくなる。地域の親御さんたちの了解をもらうにはこれが限度だろう。いったん入れば次の転園は認めていくということだ。よろしいか。

(異議なし)

○森田会長：

次は、地域型保育事業所の卒園後の保育の提供について、できれば次の枠として幼稚園がほしいところなので、今後ぜひ議論していただければと思う。今の段階では、3歳以降にまず地域の保育園に入れるようにしておくことが必要なので、調整指数で優先していく。個々の議論はいかがだったか。

○谷川専門部会長：

今までは優先項目にあったので、同点の人がいた場合に有利になるということだったが、調整指数に入れることで、始めから認可保育所に入れることに保護者の方が固執しないように、選択肢を広げていこうという評価があったと思う。

○吉野委員：

0,1,2歳の保護者の方は、苦勞して小規模や認証に入ったあと3歳でもう1回入所先を探すのは負担感がすごく大きい。この加点は、すぐに保育所に入れたい方が安心して小規模や認証保育所に入れられる選択肢が増えて、ありがたいと思っている。

○森田会長：

多様な保育サービスの提供ということの1つの具体化なので、多様な暮らしの子たちを3歳で受け止めるときに、既存の小規模の保育施設の利用者をここで優先する。認可保育所の3歳児枠自体の見直しも大事だろう。幼稚園にも頑張っていたきたい。

○古川副会長：

多様な保育施設の活用という意味では、幼稚園に行く方に対しての補助がない。幼稚園は入園料がかかる。地域型保育所から幼稚園に行く場合は入園料なく入れるとか経済的な支援が必要だと思う。実際0～2歳は保育園に入れていて3歳から幼稚園に入れたいと思っている方もいらっしゃるが、入園料の壁が大きい。公平な子どもへの支援であるならば、その辺りも考慮していただくことでかなり違っていくと考える。

0、1、2歳に預けたい人が多く待機しているので、その辺りの席を設けるという意味でも、幼稚園等に行けるようなシステムを作っていくのは、本当にみんな喜ぶと思う。

○森田会長：

この問題については、大きく議論しなければいけない点だと思う。自治体としても限りのある施設なので、3歳児の枠を含めて幼稚園とも御議論いただいて、どういうふうなお金の使い方にしていくのか考えていただけたらと思う。

では、調整指数は、原案のとおりでよろしいか。

(異議なし)

○森田会長：

次に、優先項目について、まず、多子世帯の配慮について、御説明いただきたい。

○事務局：

優先項目は、基本指数・調整指数で点数が並んだ方に、何を優先してどう順位付けをするかを判断する。第1優先項目から第2、第3優先項目と次々要件を適用して行って、段々と順位を付けていくという仕組みになっている。

多子世帯・多胎児への配慮については、未就学のお子さんが3名以上いらっしゃる場合に、調整指数で+1点の加点がされていたが、未就学に限らず適用することを検討した。ただ、加点はかなり影響があるので、点数ほど大きな影響のない優先項目で配慮することを検討した。現行の第6優先項目、改定案における第5優先項目は、複数の条件の

中で該当する条件が多い世帯を優先することになっている。どれか1つの該当ではなく複合的な条件を見るので、その条件の一つとする案になっている。このことによる影響はわずかで、ほかの条件によってはほかの優先条件に該当する方と並ぶ程度となる。

○森田会長：

多子世帯について、それだけで特別に加点はしないが、第5、第6優先のあたりでもし出てくれば、優先しようというものだ。これは該当が何件くらいなのか。

○事務局：

各園1世帯あるかないか程度である。

○森田会長：

全園で数人くらいかと思う。多子世帯・多胎児のところはこれでよろしいか。

(異議なし)

○森田会長：

次に、自営業の方たちの育児休業については、今回は新たな項目は設けず、育児休業の早期切り上げについては、先ほどの調整指数での配慮に反映された。

遠方の保育施設を利用する子どもというのは、市外の施設か。

○谷川専門部会長：

市外で職場近くの施設に入れている場合等を考えた。その方たちを配慮する項目は設けない。

(異議なし)

○森田会長：

次に、障害児への配慮は、すでに優先項目に入っているということで、これ以上の見直しはしないということによろしいか。

次に、慢性疾患のお子さんの問題は、検討依頼があったのか。

○事務局：

この項目は市民アンケートで意見・要望があり、専門部会で、こういう方々への配慮についてご意見が出た。

○谷川専門部会長：

専門部会では、慢性疾患を有する子どもについて、看護師が配置されている認可保育所へ優先的に入れる案も考慮して、かなり時間を使って議論をした。たしかに0歳がいる保育所には看護師が配置されているが、慢性疾患の児童のための配置ではない。服薬等についてはどの園も医師の指示書がある場合等にできる範囲で工夫をして対応している。どこまでを慢性疾患とするのか、その方を特別に取り上げて入所を優先させるようなものではないのではないか、という意見で最終的にまとまった。

○森田会長：

では、これでアンケートから出た課題や、昨年度来議論されてきた課題として挙げられていた点については、部会での議論とそれを踏まえて今審議会で議論させていただいて、概ねご了承いただけたということによろしいか。

(異議なし)

○森田会長：

これをシミュレーションしたものが、資料10-1から10-4になる。このあたりの資料についてはどういう議論があったか。

○谷川専門部会長：

順位は相対的なものなので、誰かを上げると誰かが低くなる。特に変更前順位よりも今回の改定案で入所順位が低くなる方、入りづらくなる方について、皆で確認をした。具体的には資料10-2の2ページ目で上から並ぶ3人について、優先順位の判断が非常に難しく、順位が下がった方についても保育が必要ないとはとても言えない。ただ、今回育休明け等、市が優先したい施策として順位が上がる方がいる中では、順位が下がる方がいても概ねやむなしということになった。

○森田会長：

先ほどのケースでシミュレーション変更後の2番目になった方は、調整指数のところで、在園児のきょうだいの育休を取得した際に自主退園したということで+15点になっている。その下の方もほかの園から転園したということで+8点とか、ほかにも育休の方がかなり上がってくるのが分かる。次のページの、順位が下がった人については、一人目の方が入りづらくなる印象がある。

○谷川専門部会長：

育休明けのきょうだい児童を上を持ってきたため、1人目か2人目なのかはあまり議論はなかったが、育児休業の推進、もしくは、育児休業中は上の子も家庭保育をというメッセージを出そうとしているので、やむを得ないという感じだった。

優先順位が下がる方を出さないことはできない、何かをいじろうと思えば絶対変更がある、というご意見もあった。

○森田会長：

こうやって見ると、影響がどう出るのがよく見える、大変忙しいなか作っていただいた。最終的な判断はこれだと思う。

資料10-3と10-4で3歳児のシミュレーションを見ると、ここでは、きょうだいの自主退園と地域型の卒園の方が入りやすくなっている。

一人目が入りにくくなるということはないか。入所基準を作っている立場からいうといかがか。

○事務局：

こちらで上に上がってきている方は、2人同時申請なので、きょうだい2人とも保育所を利用してない世帯になる。そこと1人しかいない場合では差はついてしまう。ただ、一人目が既に入っていて次の子を入れる場合には一人目と同じ判断をしているので、差がつくということはない。

○森田会長：

だとすると、一人目の入所で既得権益になることはない、といえる。最初から2人目のきょうだい加算をやってしまうと、1人入れたらあとはずっと入れるので、入っていない人はずっと入れないような話になってしまう。それは避けなくてはいけない。

○谷川専門部会長：

このシミュレーションで順位が上がった方を見ると、今回狙った点の方が上がっているという評価もあった。小規模若しくは地域型等で0～2歳の保育があるなか、3歳以降の漠然とした不安に対してのアプローチは、幼稚園や認証保育所等で選択肢を広げるような議論をしないと、入所基準の調整だけではやりきれない、という話があった。

○森田会長：

変更後のところで、どんな方が入れるようになるのか確認したい。例えば1歳児だと何人くらいは入れるのか。

○事務局：

一番多い園で10名ほど。概ね平均すると5～6名だ。

○森田会長：

だとするとシミュレーションの1ページ目に載っている人たちが入れる程度か。3歳児ではどうか。

○事務局：

園によって若干幅がある。多いところで7～8名、少ないところでは1、2名だ。

○森田会長：

今は入所枠が筒形になってしまっているので、その枠をどこに作るか、もう1回逆ピラミッドの形にするのか、幼稚園を活用できる形にしていくのか。幼稚園を利用するときには認定こども園への移行を含めて御検討いただくことになると思う。是非緊急に議論していただきたい。これは意見書に書かせていただければいいと思う。

○古川副会長：

参考程度だが、認定こども園への移行等とは関係なく、東村山市では幼稚園の入園料の7,000円補助が出ている。

○森田会長：

これでおおむね審議は終了した。来週もう1回審議会の開催を予定していたが、どのようにしたら良いか。

○事務局：

次回答申案の形でまとめたものを審議会として承認いただきたいと思っていた。内容的には今日御審議いただいた部会報告が中心になる。その前文の部分や、附帯意見があるのであれば確認が必要だ。

○森田会長：

今の3歳以降の話は意見として載せたい。

○三浦委員：

今回のシミュレーションで、1人目を保育園にあずけていて2人目をというときに、いろいろな思惑があったものがすごく解消されていて本当にありがたいが、この前に話していた保育料の値上げ部分を負担するのがまさにこの人たちだ。その値上げのことが市民や利用者に説明されるという話だったのが、どういう形でされるのか。そこも丁寧にやってもらえるのか、保育園保護者の方たちが心配している声なども聴いている。

○森田会長：

それは市の方に丁寧な説明をお願いする。

○三浦委員：

どういうふうにやるのかというのは、わたしたちは知らなくてもいいものなのか。

○森田会長：

審議会としては、きちんとした御説明をお願いする。どういうふうにやるかというのは行政の問題なので、実施の方策等が決まった段階でこちらに報告をいただく。

次回の会議は、答申案の承認だけで開催するのか。それとも新たな案件があるのか。

○事務局：

今回はこれしか予定していない。皆さんお忙しいなか承認のためだけにお集まりいただくのは確かに申し訳ないと思う。今日の内容を踏まえて答申案を形にして、会長と事務局で調整してもよろしければ、そうさせていただこうかと思う。

○森田会長：

皆さんがよろしければ、わたしと事務局の方とで作った答申案を皆さんに発信させていただいて御確認いただかないか。

答申としては、部会報告の中で出てきた若年保護者への配慮が変更になっただけで、あとの部分は全部承認ということで、資料9-1, 2, 3のシミュレーションの新しい方で答申する形になる。

附帯意見としては、3歳以降の幼稚園の積極的な活用について、助成金等のあり方なども含めて御検討いただきたいということと、一時保育など多様な働き方を支えるような制度の創設の御検討をお願いしたい、の2点でよろしいか。もちろん、全体としては、本当は保育園に入らなくてはいけないような方が入所基準で落ちるような状態では困る。最初のところでそういう保育の需要に対する適切な供給全体像というものを御願

いしたいということと同時に、3歳以降の幼稚園の積極的活用とか一時保育とかの積極的な展開というものをお願いしたいというあたりをいれる。

○谷川専門部会長：

入所基準の見直しだけでカバーできない保育ニーズへの支援について、市に御検討いただきたいという意見が、専門部会ではたくさん出ていた。

○森田会長：

ではそのような形で私が市と相談して答申を作成させていただく。それを皆さんの手元に案の段階でお届けして承認いただくので、次回の会議は実施しないということによるしいか。

(異議なし)

閉会